

川福地第61号
令和2年9月30日

社会福祉法人 川西市社会福祉協議会
会長 安田 末廣 様

川西市長 越田 謙治郎



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号に規定する要件を満たしていることを証明します。
本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

令和2年9月30日 から 令和7年9月29日 まで